

# さいたま市屋外広告物条例による禁止地域等の指定について

平成15年 2月25日 さいたま市告示第 125号  
改正 平成16年12月28日 さいたま市告示第1016号  
改正 平成17年 4月 1日 さいたま市告示第 316号

さいたま市屋外広告物条例（平成14年さいたま市条例第109号）第3条第4号、第6号及び第7号、第4条第5号並びに第5条の規定により次のとおり指定し、平成15年4月1日から施行する。

## 1 禁止地域等

### (1) 第3条第4号の規定により、市長が指定する地域

埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第5条第1項又は第26条第1項の規定により指定された建造物の周囲100メートル以内の地域

### (2) 第3条第6号の規定により、市長が指定する区間

ア 高速自動車国道及び自動車専用道路の市内全区間

イ 新幹線鉄道の市内全区間

ウ 東日本旅客鉄道（新幹線鉄道を除く。）、東武鉄道及び埼玉高速鉄道の市内全区間

### (3) 第3条第7号の規定により、市長が指定する区域

ア 東北縦貫自動車道のうち、一般県道吉場安行東京線との交差点から一般県道蓮田杉戸線との交差点までの区間の路端から両側500メートル以内の市内の区域（路面高以下の空間を除く。）

イ 東北縦貫自動車道のうち、主要地方道さいたま草加線との交差点から国道17号新大宮バイパス線との交差点までの区間の路端から両側200メートル以内の市内の区域（路面高以下の空間を除く。）

ウ 県道高速さいたま戸田線の路端から両側200メートル以内の市内の区域（路面高以下の空間を除く。）

## 2 禁止物件

第4条第5号の規定により、市長が指定する物件

信号機設置の標柱の下端から道路にそって前後10メートルまでの地点の両側3メートル以内に存する電柱、街灯柱その他これらに類するもの

## 3 はり紙等の禁止物件に係る道路

第5条の規定により、市長が指定する道路

国道及び県道の市内全区間並びに市道

改正文 （平成16年告示第1016号）抄  
平成17年1月1日から施行する。

改正文 （平成17年告示第 136号）抄  
平成17年4月1日から施行する。